

# 横断型基幹科学技術研究団体連合企画・事業委員会における研究不正防止計画推進規程

令和3年12月17日理事会承認  
令和3年12月17日制定

## (目的)

第1条 この規程は、横断型基幹科学技術研究団体連合研究活動不正への対応に関する規程第5条の2並びに横断型基幹科学技術研究団体連合公的研究費の取扱いに関する規程第8条の不正防止計画の推進に関し、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 企画・事業委員会に研究不正防止計画推進分科会を置き、企画・事業委員会委員長を分科会長に充てる。

2 研究不正防止計画推進分科会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画・事業委員会委員長
- (2) 総務・会員委員会委員長
- (3) 研究倫理教育責任者
- (4) 事務局長
- (5) その他企画・事業委員会委員長が必要と認めた者

## (業務)

第3条 研究不正防止計画推進分科会は次に掲げる事項を扱う。

- (1) 公的研究費の使用及び研究活動における不正発生要因の把握
- (2) 公的研究費の使用及び研究活動における不正防止計画の策定及び推進
- (3) 公的研究費の使用及び研究活動における不正発生要因に対応する改善策の策定
- (4) 公的研究費の使用及び研究活動における適正なチェック体制の構築及び横幹連合ルールの一統について提言
- (5) 公的研究費の使用及び研究活動に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
- (6) 公的研究費の不正使用の防止及び公正な研究活動を実施するための教育・啓発活動に関すること。
- (7) その他横幹連合の研究活動における不正防止計画推進に必要となる事項

## (庶務)

第4条 研究不正防止計画推進分科会の庶務は横幹連合事務局において処理する。

## 附 則

この規程は、令和3年12月17日から施行する。